



# 経理の窓10月号

平成28年10月1日号

秋雨前線が、頑張っています。10月も台風の発生が活発な時期、晴れの日の日差しが貴重です。この夏の猛暑の影響で、杉の花粉が秋にも飛散する情報も、秋の花粉症にも油断できません。

今月の税務

法人税 : 8月決算法人の確定申告と納付  
個人 : 市・県民税の第3期分の納付

## 平成28年分給与所得の年末調整について

国税庁のホームページに、『平成28年分の年末調整のしかた』・『平成28年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』が、掲載されました。

### 《平成28年分の年末調整のポイント》

#### ■通勤手当の非課税限度額

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が、10万円から15万円に引き上げられました。平成28年4月の改正前に支払われた通勤手当で過納となる税額は、年末調整の際に精算します。

#### ■国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の書類の添付等義務化

非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、『親族関係書類』及び『送金関係書類』を提出又は提示しなければならないこととされました。

この改正は、平成28年1月1日以後に支払われるべき給与等について適用されます。

国税庁のホームページには、「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」及び「国外居住親族に係る扶養控除等Q & A（源泉所得税関係）」が掲載されています。

#### ■扶養控除等（異動）申告書への番号記載

社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）が導入され、平成27年10月から個人番号及び法人番号が、通知され、平成28年1月から順次利用が開始されています。

給与支払者は、平成28年1月以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。また、この申告書の提出を受けた給与の支払者は、その申告書に自身の個人番号または法人番号を付記する必要があります。

個人番号の提供を受けるときは、本人確認を行う必要があります。

#### ■番号記載が不要とされる年末調整関係書類

平成28年4月1日以後に給与支払者に対して提出する年末調整調整関係書類のうち、次の申告書については、個人番号の記載が不要とされています。

- ①給与所得者の保険料控除申告書
- ②給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ③給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金特別控除申告書

## ■ 給与所得控除額の上限

平成28年分の所得税の計算において、給与収入1,200万円超の場合の給与所得控除額は230万円が上限とされました。

## ■ 復興特別所得税対応

復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税を徴収することになっています。年末調整で、年調年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額を計算します。

### 《平成29年分から変わる事》

## ■ 扶養控除等（異動）申告書等に記載する個人番号に関する改正

平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、支払者がこれらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者、扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該申告書を提出する者は、個人番号の記載を要しないこととされました。

- ① 給与所得者の扶養控除（異動）申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除（異動）申告書
- ③ 退職所得の受給に関する申告書
- ④ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

## ■ 源泉徴収税額表の改正

平成29年分の所得税の計算において給与収入1,000万円超の場合の給与所得控除額は220万円が上限とされました。平成29年1月1日以後に支払う給与等の源泉徴収の際には、『平成29年分源泉徴収税額表』を使用します。

### 《平成28年分給与所得の源泉徴収票について》

平成28年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入等に伴い、大幅に様式が変わっています。用紙の大きさは、A6サイズからA5サイズに変更されました。

国税庁のホームページに『平成28年分給与所得の源泉徴収票の記載のしかた』が掲載されています。

## ■ 源泉徴収票への番号記載

平成28年1月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要があります。

個人番号または法人番号は、税務署提出用には記載しますが、受給者交付用には記載しません。市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族の個人番号も記載することになっています。



有限会社 た べ い 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844  
<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。  
<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>